

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、大分県の南西部、大野川の中・上流域に位置し、東西約 22 km、南北約 31 km、総面積は、603.14 平方kmであり、県土の 9.5%を占め、その約 75%が森林である。ユネスコエコパークや日本ジオパークに指定された祖母傾国定公園をはじめとする豊かな自然からもたらされる、清らかな水と豊かな大地に恵まれ、古くから地域資源をいかした産業が発展してきた。

人口は、減少傾向にあり、昭和 40 年の国勢調査で 6 万 5,943 人であったが、50 年後の平成 27 年の国勢調査では 3 万 6,505 人となり、45%、2 万 9,438 人減少している。0 歳から 14 歳までの年少人口が 3,826 人、10.5%、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が 1 万 7,783 人、48.7%、そして 65 歳以上の老年人口が 1 万 4,896 人、40.8%であり、少子高齢化が進行している。高齢化率は、県内でも上位にあり、30 年後の日本の高齢化率の予測とほぼ同じ割合となっている。また、少子化に伴い、事業者の人手不足感も高まり、事業の縮小等も懸念される状況である。

産業構造については、平成 27 年の国勢調査で、第一次産業が 3,576 人、20.7%、第二次産業 3,168 人、18.4%、第三次産業 1 万 139 人、58.8%であり、いずれも減少傾向であるが、特に第一次産業と第二次産業の占める割合が低くなってきている。

また、本市は古くから大分、宮崎、熊本を結ぶ交通の要衝であったことから、川の港や駅が整備されるとともに、それらを中心として商業も盛んに営まれてきた。しかしながら、過疎化や少子高齢化、大型店の出店等もあり、中小小売店は減少傾向にある。

製造業においては、幅広い業種や事業が展開されている。昭和 40 年代以降、製造業では、市外や県外から立地が進み、半導体を始め、電子計測器、コンクリート 2 次製品、建築用基礎鉄筋、段ボールシート、厨房用機械器具、オフィスチェア、衣料品、食品容器、そして医療機器などがバランスよく立地しており、その事業分野は幅広いものである。また、近年では、本市の地域資源を活用した、木質バイオマス発電所や野菜の冷凍加工食品工場も進出するなど、その事業内容は多岐にわたっている。

他方、本市の雇用と経済を支える事業所は、そのほとんどが中小企業者であり、商業統計や工業統計などによると、事業所や商店数は減少傾向にあり、事業所等の減少とともに就業者数等も減少している。また、商工会においては、新規会員の加入に努めているものの、高齢による廃業の増加により、会員が減少している。

全国的には各種の景気予測等によると、回復基調であるものの、本市においては、毎年実施している会社訪問での聴き取りや商工会が実施している中小企業景況調

査によると現況及び来期の業況予測等は低調であり、大企業との格差も拡大の傾向である。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の投資を促すことで、経済発展を目指す。具体的な目標として、計画期間中に 27 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組を促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、本市における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は、豊後大野市全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本市の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 2 年間(令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3 年、4 年、5 年とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組を対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や反社会的な勢力との関係が見込まれる事業者は認定の対象としない。

(3) 市税を滞納している事業者は認定の対象としない。

(4) 本計画では労働生産性の向上を図ることを目的としているため、太陽光発電事

業をはじめとする再生可能エネルギー発電設備等については、従業員等が常駐し市内に所在する事業所の敷地内で、自己消費を目的に設置する自家消費型の発電設備のみを対象とし、売電を目的とする再生可能エネルギー発電設備等は対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。